

2008 越冬手当闘争方針

燃料手当 & 寒冷地手当

【ルンペンストーブ】

昭和初期によく使われた石炭ストーブ。
2 台を 1 組にして使い、一方の燃料がなくなると、用意していたもう 1 台を使う。



【薪ストーブ】

ブリキ製で薪を燃料とするストーブ。
ストーブの上部は大きさの異なる鍋、釜、鉄瓶などがかけられるように輪状になった蓋が取り外せるような構造になっている



【デレッキ(かぎ)】

石炭ストーブで使う火かき棒。デレッキは、ドイツ語がなまったものといわれる。

連合北海道札幌地区連合会

2008年9月

目 次

(はじめに)

1. 情勢の基本的な特徴

- (1) 昨年の越冬手当の妥結状況 5 p
- (2) 灯油価格の動向 6 p
- (3) 灯油の消費量の推移 6 p

2. 関いの基本的な方針

- (1) 実費弁償の原則 7 p
- (2) 生活実態に基づいた「寒冷地手当」の制度化を 9 p

3. 具体的な要求と関いの進め方

- (1) 世帯主は灯油実勢価格のドラム缶10本分を要求とします 9 p
- (2) 一括支給は当然 11 p
- (3) 税金は企業に負担させよう 12 p
- (4) 連携をとって統一行動を 12 p

灯油価格・全体の状況の問い合わせは 13 p

資料1 札幌商工会議所 調査 燃料手当支給額の推移 14 p

資料2 札幌市内の灯油小売価格推移表 15 p

資料3 2007年度 燃料手当妥結状況(抜粋) 16 p

資料4 札幌市における世帯区分の内容 17 p

2008年度 越冬手当闘争方針

はじめに

原油取引市場への無秩序な投機マネーの乱入等により、原油の価格は異常な高騰状態を継続させています。私たちの冬場の生活に欠かせない「灯油」の価格は1リットル130円台にまで跳ね上がり、需要期には間違いなく家計を直撃します。日本銀行札幌支店が9月9日に発表した北海道の物価動向に関するレポートでは、灯油価格を物価高の最大要因と位置づけ、現状のまま推移した場合、さらなる経営コストの増を理由に引き続き2～3%台の物価高となると指摘しています。このような状況から、北海道の労使で従来協議する越冬手当の課題については、企業の強い引き締めが予測されます。

しかし、燃料手当分については、冬場の「命綱」であることから、実勢価格相当額を確保する闘いを再構築していかなければなりません。あわせて、越冬する諸費用分の寒冷地手当分を含めて獲得することも大きな課題です。このため、今期の越冬手当要求・交渉にあたっては、これまで以上に団結を固め、交渉体制を強固なものとして取り組む必要があります。以下、札幌地区連合としての方針を提起します。

1. 情勢の基本的な特徴

(1) 昨年の越冬手当の妥結状況

昨年10月末時点の灯油価格は80.81円/ℓ（ドラム10本分161,620円）でした。この灯油価格を、私たちは「異常高騰」とし、冬場の生活と命を確保するとして越冬手当交渉に入りました。対して企業側はこれまで以上に「越冬補助手当」論や「支払能力」論を前面に出して、同時に、現状では私たちが主張する実費弁償の原則（ドラム缶10本分・2000リッター確保）は相当ではないとしました。従って各単組の越冬手当交渉はかつてないほど厳しいものとなりました。

妥結結果を検証すると実費弁償の原則（ドラム缶10本分・2000リッター確保）を下回る単組もてております。また、本州を本社とする企業では、北海道の従業員だけを対象とした燃料手当制度は不公平として、同手当を削減したいとする提案もてております。

このような中、2007年の札幌市内平均妥結額は世帯主で135,000円となっています。残念ながら実費弁償分を下回る状態であり、実勢価格との差額は労働者が負担するところとなっています。札幌商工会議所の調査では、世帯主が123,722円、北海道経営者協会の調査では世帯主132,013円となっています。

(2) 灯油価格の動向

先に記載したとおり、国際的な国家間の緊張関係悪化や経済活動を取り巻く環境の不安定さを原因として、原油価格は歴史的な高騰を続けております。日本に与える影響は大きく、灯油価格への影響も、高値であった昨年対比と検証しても約倍以上の価格となっています。現に札幌市内の今年8月25日現在の灯油価格は、1㍓ 132.97円(ドラム10本分 265,940円)とされており、昨年対比67%の値上げとなっています。

例年のごとく灯油価格は、需要期に入る頃に引き上げられそれから厳冬期を迎えます。現在120円後半まで下がってきた価格も、需要期には一旦1リットル140円台に上昇することも予測されます。

(3) 灯油の消費量の推移

灯油の消費量は、価格の変動に大きく影響されます。

従前は2000リットルを消費する時期もありましたが、最近では異常な灯油価格の値上げ、暖冬及び労働者の昨年から継続している所得減による節約により、消費量が低下してきています。

札幌市内は1,632リットル(2005年度)で、北海道の他地区より少ないのですが、戸建世帯のみを集計した場合は、1,800リットル弱(2005年度)を消費し、全道平均を上回るものとなっています。

(北海道消費者協会調査・2006年度は「2005年4月～2006年3月の期間」、2007年度は、2008年9月末に発表予定)

1 世帯当たり年間灯油消費量 (札幌地域)

| 年 | 年間灯油消費量 | 年 | 年間灯油消費量 |
|------|---------|------|---------|
| 1999 | 1,744㍓ | 2003 | 1,709㍓ |
| 2000 | 1,842㍓ | 2004 | 1,709㍓ |
| 2001 | 1,678㍓ | 2005 | 1,732㍓ |
| 2002 | 1,819㍓ | 2006 | 1,632㍓ |

こ 2006年度 地域別灯油消費量 (年間) 全道平均 1,623㍓

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 道 央 | 1,637㍓ | 道 北 | 1,705㍓ |
| 道 南 | 1,257㍓ | 道 東 | 1,602㍓ |

2006年度 家屋形態別 灯油年間消費量

| | | | | | |
|------|--------|------|------|-----|--------|
| 戸建世帯 | 1,740㍓ | 集合世帯 | 834㍓ | 全世帯 | 1,623㍓ |
|------|--------|------|------|-----|--------|

2006年度 戸建世帯 灯油年間消費量 全道平均 1,740リットル

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 道 央 | 1,783リットル | 道 北 | 1,789リットル |
| 道 南 | 1,389リットル | 道 東 | 1,679リットル |

核家族や夫婦共稼ぎ世帯が増えて昼間の消費が減り、家屋の耐寒構造の進歩などが灯油消費量減の要因として指摘されますが、実勢消費は戸建世帯に於いてピーク時の10%程度の減に止まっています。昨今の暖房用エネルギーは灯油に加え、電気に依存する傾向も強くなりつつあります。電気コタツ、電気毛布及び電気オイルヒーター等補助暖房機器の使用が普及しており、生計費における暖房費構成が変化しています。従って、灯油消費量の減少を理由とした越冬手当の切り下げは家計負担を更に増大させることから、方針設定においては、灯油ドラム缶10本分の支給を念頭に積算してまいります。

2. 闘いの基本的な方針

(1) 実費弁償の原則

多くの会社は従来、「越冬補助手当」論（越冬経費は一部補助のみとする考え）を主張しています。灯油価格が安い時は、「越冬補助手当」論は表面化しませんが、本年のように灯油価格が高くなると「越冬補助手当」論や「支払能力」論を前面に出し「灯油の本数減らし」を強く主張してきます。

要求時に組合の根拠を正しく伝えることができなければ、会社主張のままに支給されてしまいがちです。組合として「実費弁償の原則」をきちんと主張し、必ずドラム缶10本分（2000リットル）を念頭に要求総額を積算し主張することが必要です。年末から年始にかけて灯油価格は必ず高騰します。市内実勢価格にスライドさせる方式も検討する必要があります。

北海道の越冬手当支給の制度は戦前から北海道の厳しい冬を越すための施策として定着し、労使双方とも厳守することを慣行としてきたものです。この施策厳守の慣行が崩れると、労働力再生産の根拠である労働意欲の減退に繋がり、加えて労働者への経済的負担は著しく増加するものとなります。

会社の主張する「越冬補助手当」論

かつて賃金の低い時代に負担軽減の意味で越冬手当を支給してきたものでありその後の賃金水準の改善により、越冬手当としての使命は終わった。

原油値上げなどの海外要因による燃料の高騰の責任を個々の企業が負担しなければならない理由はない。異常な灯油価格のなかで、全額実費を支給することは会社の支払能力から考えても到底不可能である。

寒冷地手当については、毎月の賃金などに含めて支給しているものであり、燃料手当と別枠で手当を支給するのはもってのほかである。

省エネルギーの国策に労使が協力すべきであり、節約して灯油支給本数を減らすべきである。

北海道に住む者のみに限定して手当を支給するのは不公平である。本州ではクーラーが普及しているが暑さのための手当は支給されていない。特に最近では地球温暖化の影響で猛暑が続き、熱中症で死亡する者が増えており、それでも本州にはクーラー手当の制度はない。

電気も含む家庭でのエネルギー消費量は北海道も本州も変わらない。これらの支給は企業の支払能力の範囲内で決定すべきである。

組合の主張する「実費弁償の原則」

賃金水準が停滞又は下降するなかで、灯油価格及び越冬諸費用は、確実に上昇しており、大きな家計負担となっている。

石炭手当の時代から続く現物支給・実費弁償の考え方に基づく越冬費用施策は、北海道社会に定着した生活保障のための慣行であり、労使双方が企業負担によるものであるとして確認した常識である。したがって、灯油価格の上げ下げに関係なく必要実費は確保されねばならない。

暖房用ストーブの償却代金や掃除代金も含めて、越冬に要する諸設備の費用は北海道特有の必要経費であり燃料手当と別枠の寒冷地手当として支給することは至極当然である。

エネルギーの省力化は総合的な対策が必要である。

労働者は家計への負担軽減も踏まえ、日常より節約に努めている。

北海道の寒さと本州の暑さを、肉体的苦痛を基点に比較することは議論の主旨に合致しない。北海道に「暖房」が必要なことは誰しも認める事である。

議論・争点の主旨は「暖房」に要する経費が、果たして基準内給与として季節的に付加されることが、社会的合理性を有するかどうかである。組合は歴史的に企業の人事雇用政策の中で、暖房経費は企業負担とするが確認されているが、今その内容を変更する理由も環境にもないということを主張している。

以上のことをふまえて組合は越冬手当について実費弁償の原則と会社全額負担の原則を強く主張し、会社の越冬補助論を突破していきましょう。

(2)生活実態に基づいた「寒冷地手当」の制度化を

越冬手当は冬を越すに足りるだけの手当でなければなりません。

燃料手当のみでは冬を越すことは出来ません。どうしても「寒冷地手当」の必要性を認めることが重要です。

現在どちらかと言えば守りの闘いになりがちであり、しかも灯油価格の暴騰で、燃料手当の実費確保で精一杯の状況であり、厳しいものがありますが、この寒冷地手当の闘いを攻勢に転じさせることが燃料手当での確実な確保にもつながっていきます。どうしても寒冷地手当の制度化が難しいところは、「燃料手当+」として要求を組み立てる工夫が必要です。

越冬諸設備、費用の実態については、標準的モデル世帯の越冬諸費用（ストーブ、煙突、衣料、靴、除雪器具などの合算）を検証した場合、約200,000円程度となります。また、暖房設備に関する費用（ストーブの購入、掃除など）だけでも、70,000円ほどを要しています。

最近、玄関前に「埋設型融雪機」「ロードヒーティング」等を設置する世帯が増えています。価格は50万円から100万円が一般的となっています。

これらの他、教育費として義務教育課程において子供のスキー実習に要する費用が挙げられます。20,000円から30,000円が一般的とされますが、スキーウェア、スキー靴も含め年間の必要経費として計上されるのが通常です。

3. 具体的な要求と闘いの進め方

手当の呼称

越冬手当は燃料手当と寒冷地手当の総称です。

企業により呼称は「暖房手当」、「寒冷地手当（燃料手当含）」及び「燃料手当（寒冷地手当含）」等様々です。

札幌地区連合は「越冬手当 = 燃料手当 + 寒冷地手当」として要求方針を提起します。

(1) 世帯主は灯油実勢価格のドラム缶10本分を要求とします

ドラム缶1本は200リットルです。これまでの灯油消費動向にやや減少傾向が表れているものの、トータルでは1800リットルから2000リットルの消費は確実に見込まれます。従って、ドラム缶10本分（2000リットル）を具体的な要求とします。

今年の越冬手当要求は下記の通りとします。

越冬手当

| | | |
|---|--------------|---|
| 〔 | 燃料手当 | 灯油実勢価格のドラム缶10本分【2000リットル】 (灯油1リットル145円=290,000円) |
| | 寒冷地手当 | 50,000円以上 |

燃料手当ドラム缶10本分に寒冷地手当50,000円以上を含めて越冬手当を方針とします。

寒冷地手当制度のないところは、制度化をめざすこととします。

制度化が困難な場合は燃料手当ドラム缶10本分に越冬諸設備・費用分として50,000円以上を上乗せし要求金額とします。

なお、現在の灯油の市況は前述した通り札幌市内で8月25日現在、1リットル当たり132.97円前後ですが、今後、需要期に入り、**1リットル145円以上の突破が十分に予測されます。灯油の実勢価格を判断して、最低でも1リットル140円を確保していきます。**

妥結後に大幅な値上げとなった場合は、その差額分の保障も確認します。

また、会社によっては共同購入価格を基準価格とする例がありますが、これは、各人の工夫によるものであり、会社が共同購入制度を設定し利益配分を担保しないかぎり、あくまでも実勢価格を主張していきます。

灯油価格の暴騰により、燃料手当の支給額も数年前と比較し大幅な引上げとなります。会社によっては従来続いていた「実費弁償の原則」を否定するため、越冬補助論を強く主張してきます。組合としては、「実費弁償の原則」と「会社全額負担の社会慣行」を強く主張して粘り強く交渉を進めることが必要です。

これまでの労使交渉によって「実費弁償の原則」や「燃料手当=ドラム缶10本分確保」等が労働協約(協定)化されている場合、会社が経費負担軽減を目的として、協議なしに協約の破棄通告をすること、もしくは就業規則変更などにより不支給を制度化することは、労組法違反・不当労働行為に該当します。

労働協約・就業規則等に明文化されていなくても、いままでの慣行により実費支給やドラム缶10本の支給が続いている場合、慣行を一方的に無視して本数を削減することも不利益変更となり、法的手段による争いの中で原状回復とすることができません。

地場企業と本州企業（出先事業所）、企業規模別の支給状況

これまで は越冬手当は地場中小企業のほうが大企業より高い支給額の状態でしたが、昨年は不況を反映して、地場中小企業の伸び率は鈍化しました。

札幌商工会議所の昨年の調査では、大企業は世帯主128,777円（昨年より24.1%増額）、地場中小企業では124,414円（昨年より0.2%増額）が支給されています。

一部の本州企業出先支店には、燃料手当制度を持たない企業が見られますが、地場企業の場合、戦前から厳しい冬を越すための費用を使用者が負担するのが当然とされ、現在まで慣行として続いています。

これらのことから、今年の交渉時には本州企業の出先事業所において、猛省の中の熱中症による死亡例と本州のクーラー手当不存在や、北海道特有の燃料手当支給の不公平を強く主張し、支給内容の減額や制度廃止を提案することが予測されます。

組合は、北海道・積雪寒冷地の生活実態を正確に伝え、越冬手当の生活上の必要制と社会的合理性を強く主張し、本州企業の出先事業所で、未だ越冬手当（燃料手当と寒冷地手当）の支給制度がないところは、必ず支給制度を確立させることとします。

北海道の方言で「しばれる」と表現される世界有数の冬期寒冷の厳しさ、豪雪との闘い、そしてこれに伴う費用の膨大な支出等、北海道に住む者が必ず直面する冬期間の生存をかけた厳しい現実を本州・本社の経営陣に理解させることが必要です。

公務員の寒冷地手当について

公務員の越冬手当は寒冷地手当の名称で、昭和24年に制定され、暖房用燃料費の他に防寒用衣服費、防寒防雪用住居費、除雪費及び貯蔵野菜の確保などの寒冷諸経費の増額分を対象として今日まで支給されているものです。

2004年度から財政赤字を口実に制度が大幅に改悪されて、支給額を2010年度まで毎年減額されていきます。札幌市の場合は 定額（寒冷地手当）と燃料実績（燃料手当）の組立てとなり、燃料実績の単価はその年の市内灯油価格で決めていきます。

（2）一括支給は当然

準世帯主は世帯主の3分の2以上、非世帯主は世帯主の3分の1以上です。

妥結時の灯油単価が、その後大幅に上昇（少なくとも5円以上）した場合は差額の支給（あるいは再交渉）を確立させます。

寒冷地手当の要求根拠は、前述の通り、越冬諸費用が約20万円程度を要す

ること、又は暖房器具では約5万円以上の経費を要することから、寒冷地手当として5万円以上の費用分を要求していきます。

どうしても、寒冷地手当の制度化が難しいところは燃料手当分はその分の上積みをさせていきます。

一括支給とします。

札幌商工会議所の調査でも一括支給は全体の72.2%(昨年は68.3%)です。支給月は10月が71.4%と最も多く、次が11月の12.0%です。

灯油の異常な値上げで、支給額が増額となり、企業の資金繰りを理由に分割支給が増えていますが、一括支給を求めています。

要求方針は以上の通りですが、この要求額は国や地方自治体が生活保護世帯に支給している冬期間の越冬諸手当と比較し、決して高い金額ではありません。

札幌市の生活保護基準によれば標準4人世帯(夫婦と子供2人)に対して支給される冬期間の最低生活費として、2008年度は203,750円が冬期加算額(11月から3月の5ヶ月間、毎月40,750円)として毎月の生活扶助とは別に、支給されています。

(3) 税金は企業に負担させよう

越冬手当・燃料手当に対しても課税はされません。

税率は前月の給与額や扶養人数によって違いますが、だいたい6%から10%の範囲です。税別金額で支給されなければ、必要数量を正確に購入できません。

従って税金については会社負担を要求し、要求額は税抜き支給額であることを明確にして交渉することとします。

(4) 連携をとって統一行動を

越冬手当は業種別の統一闘争が比較的取り組みやすい課題です。

業種ごとに情報や連絡を密にして統一した闘いを組むように努力します。

また、地域的な水準や相場の動向が大きく影響するので、札幌地区連合への情報の集中と問い合わせを緊密にすることが重要です。

灯油実勢価格が議論の焦点になりますので、可能な限り実勢価格の情報を収集することが求められます。札幌市、道、札幌地区連合に問い合わせをして下さい。

灯油価格・全体の状況の問い合わせは

市内の平均価格は札幌市消費者センター

0 1 1 - 7 2 8 - 2 1 1 1

道内各地の平均価格は北海道環境生活部生活局くらし安全課

0 1 1 - 2 3 1 - 4 1 1 1 (内線 2 4 - 1 6 5)

連合北海道札幌地区連合

0 1 1 - 2 1 0 - 0 5 0 5

資料 1

札幌商工会議所 調査

燃料手当支給額の推移

| 年度 | 世帯主 | 前年比 | 準世帯主 | 前年比 | 非世帯主 | 前年比 |
|----|---------|------|--------|------|--------|------|
| 03 | 103,896 | 11.6 | 57,163 | 1.8 | 37,824 | 3.5 |
| 04 | 97,756 | 5.9 | 55,739 | 2.5 | 38,139 | 0.8 |
| 05 | 115,974 | 18.6 | 64,102 | 15.0 | 41,034 | 7.6 |
| 06 | 122,236 | 5.4 | 67,485 | 5.3 | 46,464 | 13.2 |
| 07 | 123,722 | 1.2 | 71,606 | 6.1 | 47,513 | 2.3 |

2007年度 企業規模別にみた燃料手当支給額

| | 世帯主 | 準世帯主 | 非世帯主 |
|----------|---------|--------|--------|
| 地場企業 | 124,701 | 72,184 | 48,133 |
| 出先企業 | 111,673 | 63,462 | 39,667 |
| 501人以上 | 128,777 | 71,466 | 45,129 |
| 101～500人 | 120,553 | 66,836 | 41,592 |
| 100人以下 | 124,414 | 73,412 | 49,994 |

基準灯油量 世帯主 9.50本 準世帯主 5.44本 非世帯主 3.42本

2007年度 業種別の世帯主・支給額

製造業 123,506 建設業 124,844 卸売業 128,591

小売業 103,556 運輸業・通信・倉庫業 122,073

金融・保険・不動産業 143,625 サービス業 122,859

○支給の有無

燃料手当を支給する事業所は70.4%（昨年71.2%）

（地場企業は79.8%、出先企業は31.7%）

○支給形態

現金支給・99.1%、その他・0.9%

○支給方法

一括支給・72.2%、分割支給・25.5%

○支給時期

10月支給・71.4%、11月支給・12.0%、9月支給・8.0%、

8月支給・4.0% 12月支給・3.3%

資料2

札幌市内の灯油小売価格推移表

札幌市消費者センター 728-2111

| 年月日 | 価格幅 | 平均価格 | 対前回比% | 対前年同期比% |
|-----------|---------|---------------|-------|---------|
| 2007 4.10 | 65~78円 | 69.60円 | 0.6 | -9.2 |
| 5.10 | 63~81 | 74.84 | 7.5 | -3.9 |
| 6. 8 | 67~84 | 76.44 | 2.1 | -2.1 |
| 7.10 | 71~86 | 77.53 | 1.4 | -1.0 |
| 8.10 | 71~86 | 79.73 | 2.8 | -3.0 |
| 9.10 | 74~88 | 79.57 | -0.2 | -3.7 |
| 10.10 | 73~90 | 80.44 | 1.1 | 0.4 |
| 10.25 | 74~90 | 80.81 | 0.5 | 3.4 |
| 11. 9 | 78~92 | 85.71 | 6.1 | 13.2 |
| 11.22 | 78~96 | 89.52 | 4.4 | 19.3 |
| 12.10 | 94~105 | 98.38 | 9.9 | 31.1 |
| 12.25 | 94~105 | 98.62 | 0.2 | 31.4 |
| 2008 1.10 | 94~105円 | 98.66円 | 0.0 | 31.3 |
| 1.25 | 94~105 | 98.38 | 0.3 | 33.9 |
| 2. 8 | 91~105 | 97.97 | 0.4 | 37.1 |
| 2.25 | 91~103 | 96.31 | 1.7 | 37.0 |
| 3.10 | 90~103 | 96.36 | 0.1 | 38.7 |
| 3.25 | 87~103 | 96.54 | 0.2 | 39.5 |
| 4.10 | 88~103 | 96.19 | 0.4 | 38.2 |
| 4.25 | 89~104 | 96.43 | 0.2 | |
| 5. 9 | 90~105 | 98.70 | 2.4 | 31.9 |
| 5.23 | 93~110 | 101.73 | 3.1 | |
| 6.10 | 101~122 | 113.64 | 11.7 | 48.7 |
| 6.25 | 102~127 | 116.12 | 2.2 | |
| 7.10 | 109~138 | 129.23 | 11.3 | 66.7 |
| 7.25 | 120~142 | 131.38 | 1.7 | |
| 8. 8 | 120~142 | 133.16 | | 67.0 |
| 8.25 | 120~142 | 132.97 | 0.1 | |
| 9.10 | | | | |

* 1リットル当たり

北海道における灯油価格の推移 北海道環境生活部 231-4111(内線 24-165)

| 年 | 4月 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|-------|--------------|-------------|--------------|--------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 2007年 | 72.6円 | 76.9 | 78.4 | 79.8 | 81.7 | 81.6 | 82.1 | 86.4 | 98.3 | 98.8 | 98.6 | 97.5 |
| 2008年 | 97.3円 | 99.4 | 113.6 | 128.1 | 133.3 | | | | | | | |

毎月10日現在/毎月末日公表 * 1リットル当たり

資料3

2007年度 燃料手当妥結状況(抜粋)

| 組合名 | 妥結額 | 組合名 | 妥結額 |
|----------|---------|------------|---------|
| 二子口 | 118,500 | 第一エンジニアリング | 136,000 |
| 岩田醸造 | 100,000 | 北海道道路エンジニア | 120,000 |
| ナラサキ産業 | 140,000 | タクマテクノス | 120,000 |
| 富士鋼材センター | 165,900 | 公清企業 | 90,000 |
| 豊平製鋼 | 133,000 | 住宅生協 | 150,100 |
| 王子製紙江別 | 124,500 | 藻南自動車学校 | 110,000 |
| モリト | 146,870 | 元町杉の子保育園 | 116,800 |
| 北海道通運 | 157,600 | 丘珠ひばり保育園 | 116,800 |
| 札幌通運 | 154,000 | 清明庵工務 | 100,000 |
| 北海道西濃 | 99,000 | 北海道学校事務 | 131,800 |
| 定鉄 | 120,000 | 上光証券 | 160,000 |
| JR北海道 | 138,000 | 札幌日信電子 | 178,000 |
| 北海道中央バス | 165,000 | 基金労組 | 138,000 |
| 北海道電電輸送 | 164,000 | 慈徳ハイツ | 117,300 |
| 北海道電力 | 155,310 | コープさっぽろ | 129,600 |
| 北電興業 | 160,200 | 北雄ラッキー | 140,600 |
| 札幌トヨタ自動車 | 91,000 | オールイトキン | 100,000 |
| 札幌トヨペット | 94,500 | 北海道キラー三菱 | 142,000 |
| 日産ディーゼル | 120,000 | 北海道日野自動車 | 161,500 |

資料4

札幌市における世帯区分の内容

1 . 世帯主

- 1 . 扶養親族（扶養手当の支給対象者）を有し、自己の収入によって生計を維持していると認められる者
- 2 . 扶養手当の支給は受けないが、同居する親族を自己の収入によって扶養していると認められる者

2 . 準世帯主

- 1 . 単身の職員で 一戸を構え、又は下宿若しくは間借り等により単独に生計を営む者
- 2 . 同居する親族の生計を主として自己の収入によって維持していると認められる者
(例)共働きの夫で 扶養親族を有しない
- 3 . 世帯主に該当するが、市の施設に居住することにより冬季採暖の利益を受けている者
- 4 . 親族を現実に扶養しているが、世帯主に該当しない者
(例)現実に扶養している親族と同居していない者

3 . 非世帯主

世帯主、非世帯主及びその他のいずれにも該当しない者